

砂川5人死傷

2被告に懲役23年判決

札幌地裁 危険運転の共謀認定

北海道砂川市で一家5人が死傷した飲酒ひき逃げ事故で、自動車運転死傷行為処罰法違反（危険運転致死傷）などに問われた上砂川町、建設業谷越隆司被告（28）と、住所不定、無職古味竜一被告（28）の裁判員裁判で、札幌地裁（田尻克己裁判長）は10日、検察側の求刑通り、両被告に懲役23年を言い渡した。

検察側は2人がカーチェイスしながら猛スピードで交差点に突っ込んだとして、危険運転の共謀を主張し、弁護側と真っ向から対立していたが、田尻裁判長は、競



古味竜一被告 谷越隆司被告

うように高速で走行しており、2人の間には相手に合わせて赤信号を無視し、高速度で交差点を通過しようとする意思があった」と検察側の主張を全面的に認めた。同罪の共謀を認定するのは異例だという。

判決によると、谷越被告は昨年6月6日、砂川市の国道12号でレジャー用多目的車（RV）を運転し、乗用車で追走する古味被告と共謀の上、速度を競い合い、

危険運転致死傷 法定刑の上限は懲役20年。赤信号をこそらに無視して重大な交通の危険を生じさせる速度での運転のほか、アルコールや薬物の影響で正常な運転が困難な状態、制御ができないほどのスピード走行などによる死傷事故に適用される。過失ではなく故意に悪質な運転をしたことを立証する必要がある。

時速100キロを超えて赤信号の交差点に進み、谷越被告のRVが歌志内市、会社員永桶弘一さん（当時44歳）一家5人が乗った軽ワゴンに衝突し、永桶さんと妻

文恵さん（当時44歳）、長女恵さん（当時17歳）を死亡させた。次女光さん（13）に重傷を負わせた。さらに古味被告は、この事故で車外に投げ出された長男昇太さん（当時16歳）を引きずって死亡させた。

「被害の大きさや並はずれた危険性を考慮した結果であり、妥当だ」と評価する専門家もいれば、一方で「社会の厳しい目を意識した判決」と批判する声もあり、上級審で再び争うことも予想される。（田中文香）

るかどうか明らかにしていない。

防犯カメラが決め手 永桶さん一家5人が死傷したのは、被告が乗った2台の車が別々に起こした過失による事故なのか。それとも2人が共謀して危険運転をした揚げ句の事故なのか。札幌地裁は弁護側が主張する「過失」を退け、検察側が訴えた「危険運転の共謀」を認めた。

決め手となったのは、防犯カメラの映像だった。カメラには競い合うように猛

スピードで走る様子が記録されていた。現場にいた目撃者も法廷で「車が青信号になると急発進し、猛スピードで走り去った」と述べて、これを裏付ける証言をした。

最高裁によると、危険運転致死傷などに問われた裁判員裁判で懲役23年は最も

「厳罰 良い判例に」 「緻密と置き去り」

専門家賛否

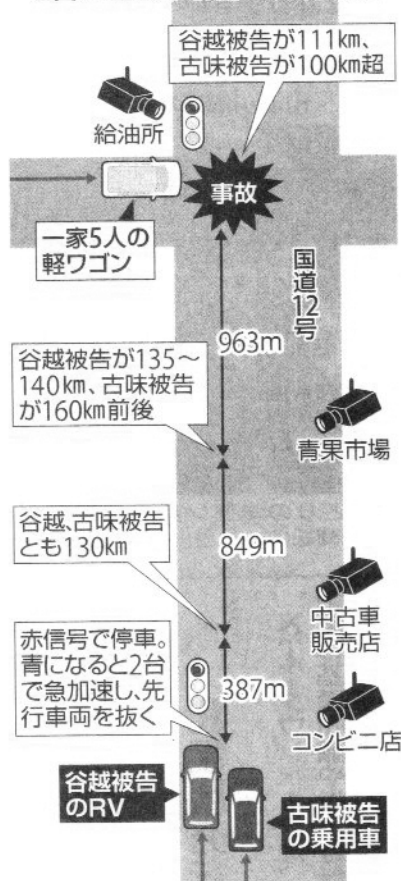
危険運転致死傷罪の共謀を認める判決を言い渡した札幌地裁の裁判員裁判では、懲役23年の量刑などを巡り、専門家から賛否の声が聞かれた。

「さみしさ 変わらない」
昇太さん親友
亡くなった永福昇太さん（当時16歳）の親友で、歌志内市の高校2年、前川颯人さん（16）は「判決が出てもつらくさみしい気持ちは変わらない」と、複雑な胸中を語った。

判決を傍聴した「飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会」共同代表の高石洋子さん（54）（江別市）は「今回の判決は、今後、被害者遺族が裁判に臨む上で良い判例になる。全国で相次ぐ飲酒運転の抑止につながれ

「さみしさ 変わらない」
昇太さん親友
亡くなった永福昇太さん（当時16歳）の親友で、歌志内市の高校2年、前川颯人さん（16）は「判決が出てもつらくさみしい気持ちは変わらない」と、複雑な胸中を語った。

札幌地裁が認定した2台の速度（時速）と走行状況



母の勧めでスーパーの魚

主な争点と判決の認定

	検察側	谷越被告	古味被告	判決
危険運転致死傷	赤信号を無視 共謀	見通しのいい直線道路で、赤信号は19秒前から認識できた。2台同時の見落としとは考え難い	先行する谷越被告のテールランプを見ていて見落とし	赤信号を見落とすことは常識的に考えられない
ひき逃げ	相手と張り合っ高速で走行を続けた	自分のペースで走っていたので競っていない	谷越被告の後をついていったが競っていない	2人の間には赤信号に従わずに高速度で交差点を通過しようとする意思があった
	長男を引きずったと認識していた。家族5人に対しても救護義務があった		人をひいた認識はなかった。谷越被告の事故に責任を負わない	危険運転の共謀が成立するので、救護義務も生じる

売場でアルバイトを始めたり、友達と日々ふれ合ったりする中で最近、少しずつだが「昇太の分までパイトや、学校生活を頑張らなければ」と思えるようになった。近い将来、墓参りした

被告へ裁判員「深く反省を」

裁判員を務めた5人は判

砂川市で一家5人が死傷した事故で、札幌地裁が谷越被告（28）と古味被告（28）に懲役23年を言い渡した。判決の要旨は次の通り。

【争点に対する判断】
▽両被告が赤信号を殊更無視したか否か
信号機は停止線の約500m手前で赤信号を容易に認識できた。見落としは常識的に見て考えられない。両被告の車は赤信号を認識しながら従わず、または信号表示を意に介することなく、減速せずに高速度のまま交差点を通過しようと考え、交差点に進入したと推定できる。谷越被告の供述は客観的状況と整合せず、到底信用できない。古味被告の供述は不自然。両被告について赤信号を殊更無視したことが認められる。

▽両被告の間に危険運転致死傷の共謀が成立するか
両被告の車が相手と無関係に走行したとは到底考えられず、互いに速度を競うようになり、赤信号に従わず、高速度のまま交差点を通過しようとする意思を相通じていたといえる。両被告の間に赤信号を殊更無視して、重大な危険を生じさせる速度で交差点に進入する危険運転の共謀が成立していたと認められる。

砂川事故 札幌地裁判決要旨

と認められる。
▽古味被告に救護・報告義務違反の罪が成立するか
危険運転の共謀が成立するから、谷越被告の車が被害者の車に衝突した事故も、古味被告の運転に起因するといえる。古味被告は衝突を認識していたから、被害者をひいて引きずった認識の有無を検討するまでもなく、古味被告には救護・報告義務違反の罪が成立する。

【量刑の理由】
2台の車で国道を並走し、車を競うように高速度で走行するなどして、交差点に進入した犯行様態は、交通ルールを無視したもので危険極まりない。
4人を死亡させ、1人に重傷を負わせる結果は、これまでに例を見ないほど甚大かつ悲惨。被害者らの負った苦痛も計り知れない。
谷越被告は車を直接、被害者の車に衝突させて3人を死亡させ、2人を負傷させた。酒気帯び運転の罪責があることなどを考慮すると、刑事責任は法律上の刑がふさわしい。古味被告の車は被害者の車と衝突していないが、路上に投げ出された被害者を引きずる痛ましい様態で死亡させている。余りに自己中心的なひき逃げに伴う諸事情なども勘案すると、責任の重さは、谷越被告と差異がないとい

った。別の裁判員は「被害の大きさや被害者の悲しみの深さなどをかんがみ、決めた」と語った。両被告について5人は「重大さを十分認識し、深く反省して」と口をそろえた。